

パブリックコメントの結果について（抜粋）

No.	意見主旨	策定委員会の回答
1	第2条第1号（町民の定義）について、住所を有する人とそうでない人とでは、選挙権や課税のしくみなど、同等に扱えない事柄があることから、「おいらせ町に住所を有する人」＝町民、「町内で働く人、「町内で学ぶ人・・または団体」＝町民等として、明確に区別するべきである。	まちづくりは「住所を有する人」だけではできません。地域社会の抱える課題が多様化、広域化しているなかで、幅広い人々が力を合わせる必要があります。目的を町に住所を有する人の幸福に限定することは、自治基本条例の本意ではありません。「選挙権」、「税のしくみ」等、同等に扱えない分野については、住所を有する「住民」を対象にした別の規定が存在しますので、そちらで対応できると考えます。
2	第2条第2号（協働の定義）について、「対等な関係に立って協力」を「協力（または連携）」にするべき。対等な立場を約束するのは危険である。	まちづくりの主体は町民であり、町長や議会は町民の付託を受けてその役割を担っているものです。役場はまちづくりの事業を町民に代わって担っている機関です。町民は決して町長や議会や役場の下に位置するものではない、その原則に立つことが自治の基本と考えます。これまでの国→県→町→個人という関係ではなく、国も県も市町村も、持てる力（権限）は違っても対等であるという考え方がベースとなっています。
3	第8条第1項（自立と自律）に「自己責任意識」と「危機管理意識」を明記することを希望する。危機管理意識については第18条にも明記されているが、町長や町職員だけの固有の責任と解釈されるおそれがある。	提案の通り修正しました。
4	第19条に規定されている「監視」と、第34条に規定されている「行政監視」の違い、関連がよく分からない。	第19条は議会の役割として定められている規定です。一方、第34条は、行政を監視する第3の目として、オンブズマン制度を想定しています。これまでは町民の行政に対する異議や苦情を処理するための総合的中立的役割を果たす機関がありませんでした。詳細は別の条例で規定することになります。
5	条例の運用状況の検証について、町長、町議会議員の任期を考慮し、任期中または改選前に必ず検証されるよう、2年が妥当と考える。	その後の検討により、検証は毎年行い、見直しは5年を越えない範囲で行うこととしました。
6	子ども達が健やかに育つために、医療費の補助について盛り込むことを検討しては如何か。	自治基本条例は、国で言えば「憲法」にあたるものです。医療費の補助など具体的な事柄は、国で言えば「法律」が規定しています。よって、自治基本条例ではなく別の条例で定めることが適切です。

# 住民懇談会（平成19年10月15日～11月29日）



## 住民懇談会で挙げられた意見及び策定委員会の考え

No.	意見主旨	策定委員会の考え
1	<p>条例の制定に疑問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の自治体と内容的に変わりが無い。</li> <li>・県内で制定されている自治体が少ない。</li> <li>・当たり前のことを何故わざわざ条例化するのか</li> </ul>	<p>自治基本条例をつくることにより、町民の役割と責任が明確になる。町民の主体的な参加によるまちづくりの指標となる。</p> <p>町長や役場職員の役割と責任が明確になり、行政サービスの向上につながる。</p>
2	<p>条例の名称について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自治基本条例」は固いイメージがある。</li> <li>・まちづくり条例ではどうか。</li> </ul>	<p>本条例が住民自治の実現を目的としたものであること、「まちづくり条例」とした場合、都市計画等の分野も含む場合があり混同するおそれがあるとの理由から、名称を「おいらせ町自治基本条例」とすることにした。</p>
3	<p>条例の制定時期が合併から2年を目途にということになっているが、制定を急がない方がいいのではないか。議論にもっと時間をかけるべきである。</p>	<p>合併協議会の際に、合併から2年を目途に制定するというになっていた。もっと議論を成熟させた方がいいと判断すればその期限にはこだわらざるつもりはないが、いつまでに完成させればいいのかという問題があるため、2年を目標にして作業を進めている。</p>
4	<p>第34条の行政監視組織は、行政が設置するのか。</p>	<p>行政が関わらず、市民有志が自発的に組織することが望ましいが、現実には行政が設置することになると考えられる。</p>
5	<p>第14条に経費節減に努めるとあるが、経費節減、職員の削減は行政サービスの低下につながるのではないか。</p>	<p>地方交付税の減少により経費、人件費の削減が自治体の課題となっているが、行政サービスの低下があってはならない。そのためには、住民も行政も、様々なアイデアを出していかなければならない。自治基本条例もそのアイデアの一つである。</p>
6	<p>住民投票についてはどういった事例で投票できるのか。</p>	<p>自治基本条例とは別に、投票できる案件など詳細な部分を定めた条例を制定することになる。</p>
7	<p>町内会の位置づけはどうなるのか。</p>	<p>町内会は任意の団体であるので、自治基本条例が制定されても無くなるということはない。</p> <p>住民自治組織が立ち上がった場合には、その主たる構成団体になると考えられる。</p>

## おいらせ町自治基本条例策定委員会 名簿

### 【策定委員】

氏名	備考
◎福原 仁一	古間木山連合町内会会長（公募）
工藤 一雄	おいらせ連合町内会副会長（公募）
中尾 壽子	「MOMO おはなしの会」代表
小笠原 牧子	おいらせ町まちづくり推進委員
藤ヶ森 和子	おいらせ町まちづくり推進委員
磯沼 豊	会社経営
児山 正史	弘前大学人文学部准教授
玉村 雅敏	慶應義塾大学総合政策学部准教授
川原 真栄子	役場職員
鈴木 麻依子	役場職員
○川村 由美子	役場職員
田中 繁幸	役場職員（公募）
大野 幸	役場職員

◎は委員長、○は副委員長

【事務局】 役場企画課

【コンサルタント】 協同組合 プランニングネットワーク東北



おいらせ町のイメージキャラクター  
「おいらくん」